

# 7 キャンパスルールとマナー

キャンパスライフを安全に、健康に、そして公平に過ごすには、一人ひとりがルールやマナーを守ることが大切です。

▶ 諸規程  
参照 『学生生活ガイド』  
p.149



マナーとは他者を思いやる気持ちのあらわれです。

## 1 キャンパスルール

- 国民が豊かで安全に暮らせるよう、社会にはさまざまな法令があります。同じように、大学にもキャンパスのルールがあります。
- 学則などの諸規程は、そのルールを具体化したもので、これをよく理解し、遵守して、充実した学生生活を送ってください。
- ここでは、主に学生生活上のルールについて記しますが、その他にも連絡についてのルール、履修上のルール、試験を受けるうえでのルールなど、さまざまなルールがあります。

● キャンパスのルールを知らないと、他人に迷惑をかけるばかりか、自分自身の不利益になることもあります。『学生要覧』あるいは掲示物などをよく読み、キャンパスルールを十分理解し、遵守してください。

## 2 マナー

- マナーは本来、大学内だけの問題ではなく、皆さんの生き方、人間性に根ざしたものです。皆さんが何かを思い、それを言動にあらわしたとき、社会や他者に、迷惑をかけたり、不快感を与えてしまうことがあるので、人は、自分の言動に注意し、あらわし方について、相手により使い分けています。マナーはいわば「他者への思いやりからあらわれる言動」です。
- 皆さんが通うキャンパスは、園児、児童、生徒も集うキャンパスでもあることを十分自覚し、最高学府に学ぶ者としての自覚と責任を持って、マナーのうえでも他者の模範となってほしいと思います。ましてや自分勝手な行動で、他者に迷惑をかけることのないよう、お互いに快適な大学生活を送ることができるように心がけてください。そして不心得な本学の仲間がいた場合には一声注意できるだけの勇気も持ってほしいと思います。誰かに強いられて従うのではない真の意味での自律（自立）を大学は期待しています。

## 3 服装

- 服装はその人の人格を表わすといわれます。端正な服装を心がけることによって、おのずから高潔な人格も育つのではないのでしょうか。大学生としての自覚を持ち、時・場所・場合（TPO）に相応しい身なりを心がけ、服装のセンスを磨いてください

### ■ 第一装

公式行事やとくに指定された場合の服装です。校章バッジも着用してください。

男子：ダークスーツ・ネクタイ着用

女子：男子の第一装に見合う清楚な服装

## 4 自動車・オートバイ（原付含む）通学禁止

- 本学では、次の理由から校内乗り入れの有無にかかわらず学生の自動車・オートバイ（原付含む）での通学を禁止しています。
- この禁止は送迎（保護者・タクシー等含む）・学外での課外活動等や学校行事に参加する場合・授業以外で大学に来る場合、また休暇中も含まれます。

### (1) キャンパス内の教育環境の保持

緑豊かなキャンパスを保つためには学内に十分な駐車場を確保するのは難しい。

### (2) 周辺地域住民の生活環境の保全

周辺地域への路上駐車は、近隣住民の生活環境が侵害されるだけでなく、緊急車両の運行の妨げともなり、場合によっては深刻な事態にもなりかねない。また、地域住民の大学に対する信頼が失われるとともに、市民生活に重大な支障を与える。

### (3) 交通事故の未然防止

過去に本学でも自動二輪で通学しようとした学生が事故で死亡したり、車で通学した学生が人身事故をおこしたというような事例も発生している。無用な交通事故を未然に防止し、学生生活を交通事故から守りたい。



自動車・オートバイでの通学は禁止

## 5 自動車通学の特例

- ケガなどの身体的事由や大きな荷物の運搬など特別なケースについては、一定の条件が整えば車両の入校が許可される場合があります。
- 特別な事由により車両での入校を希望する場合は、1週間以上の余裕を持って学生センターに申請してください。ただし、この場合であっても、通学、帰宅途上の事故に関して大学は責任を負いかねます。くれぐれも事故のないように安全運転に努めてください。



- 「自動車・オートバイ（原付含む）通学の禁止」の主旨を理解し、大学の構成員の一人として、周辺住民に迷惑をかけないという責任と、学生生活を交通事故から守るためにも、このルールを遵守しない場合には、大学は学則第36条および第37条に基づき、厳しい態度で臨みます。

### Column

### 通学のルールとマナーを守りましょう

ルールを守らないほんの一部の学生のために、他の学生の名誉や信頼が著しく傷つけられています。実際に大学に寄せられた苦情の一部を紹介します。

#### 苦情の例

- 児童公園内に大型バイクが停めてあり、子供の上に転倒するのではないかと心配だ
- 通学路に車両が停めてあり、子供たちが車道にはみだし下校している
- 住民でもないのに、アパートの駐車場にいつもバイクを停めていく学生がいる。大変迷惑だ
- 店の近くにバイクを停めていく。近隣住民から客に駐車場に停めるよう指導しろとの苦情を受けるが、うちの客ではなく明らかに玉川の学生だ
- 駅の改札口の前に学生が立ち止まっていて通行の妨げになっている。
- 細い歩道に横並びで学生が歩いており、歩道を歩けない。

## 6 自転車通学

自転車通学は登録制です。

### ■ 自転車の登録

- 自転車通学を希望する人は通学に使用する自転車を登録しなければなりません。登録は学生センターで受け付けています。
- 使用する自転車と5,000万円以上の賠償保険に加入している証明を持って学生センターを訪ねてください。登録は即時できます。学内の未登録自転車は投棄とみなし撤去しますので、必ず登録するようにしてください。
- 自転車通学が許可されるのは賠償保険契約している期間のみです。保険加入の更新をする都度、自転車登録を行う必要があります（自転車を買い換えた場合は学生センターにて登録変更の報告を行ってください）。
- 登録が完了すると登録シールを配布します。そのシールがない自転車は校内へ乗り入れができません。



見本登録シール

### ▶ 道路交通法改正（平成27年6月1日施行）

一定の危険な違反行為をして2回以上摘発された自転車運転者（悪質自転車運転者）は、公安委員会の命令を受けてから3ヵ月以内の指定された期間内に講習を受ける必要があります。義務付けられた講習を受講をしなかった場合は5万円以下の罰金が科されます。

- 自転車による危険な違法行為
  - ① 信号無視
  - ② 通行禁止違反
  - ③ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
  - ④ 通行区分違反
  - ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
  - ⑥ 遮断踏切立入り
  - ⑦ 交差点安全進行義務違反等
  - ⑧ 交差点優先車妨害等
  - ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等
  - ⑩ 指定場所一時不停止等
  - ⑪ 歩道通行時の通行方法違反
  - ⑫ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
  - ⑬ 酒酔い運転
  - ⑭ 安全運転義務違反



指定場所以外駐輪禁止  
駐輪場以外にある  
自転車は撤去します。

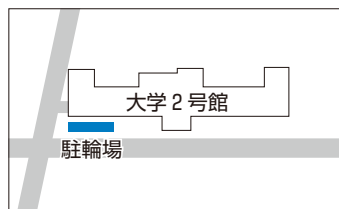
### ■ 自転車通学に関する諸注意

- スピードの出し過ぎや自転車の整備不良による学内での衝突事故が発生しています。なかには重傷を負ってしまった事例もあります。本学は坂の多いキャンパスであり、思わぬスピードが出てしまう場合があります。
- 同じキャンパス内に小さな園児、児童、生徒も集うキャンパスでもあります。自転車で校内を通行するときは、細心の注意をはらうとともに、以下のルールを遵守してください。
  - (1) 自転車は通学時のみ使用し、学内の移動には使用しないこと
  - (2) 自転車は駐輪場以外には駐輪しないこと
  - (3) 自転車を使用する際には徐行し、歩行者優先を心がけるとともに、自動車を含む他の車両に注意し、安全確保に努めること
  - (4) 駐輪時には施錠をすること
  - (5) 不要となった自転車を学内に放置しないこと

● 平成27年6月1日に道路交通法が改正され、スマートフォンを使用しながらの運転等は危険行為として設定されました。摘発された違反者にはペナルティが科せられることもありますので安全運転に配慮してください。

### ■ 学内駐輪場案内

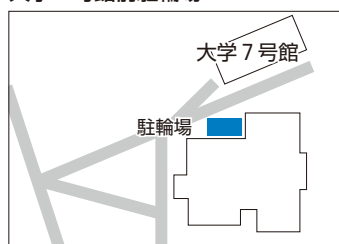
大学2号館駐輪場



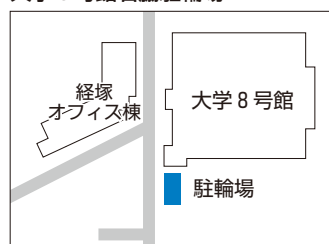
ELF Study Hall 2015 左前駐輪場



大学7号館前駐輪場



大学8号館右脇駐輪場



## 7 飲 酒

キャンパス内は建物の内外を問わず飲酒は禁止です。

- クラブやゼミ、友人などと飲酒の機会があると思います。適量であれば、飲酒は心を和ませ、交流を深めてくれる妙薬となります。しかし、飲み方を間違えれば、最悪の場合、命をも奪う劇薬となります。お酒は一人ひとりの体質により適量が違います。飲めないのは子供ぼかったり、ましてや根性がないのではなく、アルデヒド脱水素酵素（ALDH2）という酵素の活性の程度によるものです。この程度は体質や体調により変化します。また持って生まれたものでもあります。生まれつきこの酵素が欠けている人も少なくありません。お酒が弱い、あるいは飲めないのはこのような理由からです。
- また、お酒に強い人ほど自分を過信し、事故・トラブルに発展してしまうケースがあります。さらにアルコール依存症に陥ることも要注意です。お酒に強い人も弱い人も、本人の自覚と周囲の理解、思いやりで楽しくお酒を飲むことを心がけてください。
- ただし飲酒は20歳になってからです。

### ■ 急性アルコール中毒の防止

- (1) アルコール類をイッキ飲みしない。させない（イッキ飲みを強要するのはもってのほかです）
  - (2) 体調が悪いときや薬を服用している時は飲酒を控える
  - (3) 食べ物をとりながら自分のペースで飲む
  - (4) 飲めない人には絶対に無理に飲ませない。また無理に飲まない
- \*飲酒運転は、法律で禁止されています

## 8 喫 煙

- 喫煙と健康の関係は言うまでもありませんが、非喫煙者が自分の意志とは関係なくタバコの煙を吸わされている受動喫煙が、大きな問題となっています。
- 本学では、喫煙者と非喫煙者がお互いに快適なキャンパスライフを送るため、分煙を導入しています。キャンパス内は指定された場所以外全域禁煙です。

### ■ 通学途上の喫煙（歩きタバコ）

歩行中の喫煙は、火災の危険があるので絶対にやめてください。

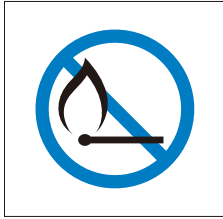
また、本学の所在地の町田市では市の条例により、ゴミや吸殻のポイ捨てを禁止しています。残念ながら、キャンパスから駅までの道すがらに歩きタバコをしている学生の姿が少なからず見受けられます。受動喫煙の問題のほかに、人通りの多い通学路での喫煙により、火傷や衣服などが焦げるといった事故も報告されています。社会の一員の責任として、また防災上の観点からも、灰皿のないところでは吸わないという習慣を確立してください。

### ■ 喫煙所一覧

- 朔風館食堂横
- 大体育館横
- 大学1号館裏
- ELF Study Hall 2015前
- 大学3号館下
- 旧6号館前
- 大学8号館横
- 記念体育館裏



指定場所以外禁煙



火気の取り扱い  
には注意

## 9 火気注意

- 本学は緑豊かなキャンパスです。これは、一方で火災の危険がある環境でもあります。火災の危険から皆さんを守るために、本学では教職員と学生で自衛消防隊を組織し防災に努め、学外からも高い評価を得ています。皆さんも、この緑豊かな教育環境と共有の財産を守るために、火気の取り扱いには十分注意してください。
- とくに、タバコの火の不始末はきわめて高い火災原因となっています。指定された場所以外での喫煙は絶対にしないでください。



- キャンパス内で、たき火や花火をすることは禁止しています。

## 10 遊 戯

- 学内でのスケートボードやキックボード、フリスビーなどは禁止です。また、各校舎前や通り道での球技などの遊戯も禁止しています。これは往来の妨げになるだけでなく、大変危険です。残念ながら、校舎前でこれらの球技を行う学生が少なからずおり、同じ学生諸君からも苦情が寄せられています。

## 11 掲示・立看板等

- 建物の内外を問わず、キャンパス内に無断で掲示を出したり、立看板、旗などを設置することはできません。これらのことを希望するときは、目的、責任者氏名、内容の写し、掲出・設置の場所と期間を添えて学生センターに相談のうえ許可をとってください。
- なお、期間の経過したものは、責任者において責任を持って撤去してください。また、立看板等の設置については、転倒による事故が起こらないように、十分配慮してください。



- 大学が許可した掲示物については、大学の受付印が押印されています。
- 押印のない掲示物がありましたら、学生センターに連絡してください。

## 12 配布物・放送等

- 建物の内外を問わず、キャンパス内で無断でチラシやビラなどを配布したり、ブラカード等による広告行為、放送などはできません。これらのことを希望するときは、目的、責任者氏名、内容（配布物の場合は現物）、場所と期間を添えて学生センターに相談のうえ許可をとってください。とくに場所に関しては指定された所以外では行わないでください。



- 本学では学内で許可なくチラシやビラなどを配布することを認めていません。許可を得ず学内でこのような行為をしている人を見かけたら、学生センターに連絡してください。

### Column

#### ポイ捨てのない街にするために

- 町田市は、市内全域において空き缶、吸い殻、ガムの噛みかす、紙くずなど散乱ゴミとなって街を汚すものすべてのポイ捨てを禁止しています。
- JR横浜線町田駅及び小田急線町田駅周辺の美化推進重点区域内においては、ポイ捨てをした者に対して2万円以下の罰金を科することがあります。
- また、歩きたばこの自粛も市民の皆さん、そして町田を訪れるすべての人々に呼びかけています。

## 13 物品の販売・募金

- 皆さんがキャンパス内で物品の販売または募金活動を希望するときは、その主旨、責任者氏名、場所、時間を添えて学生センターに相談のうえ許可をとってください。
- ただし、特定の企業や団体のための営業活動や、それに類する勧誘活動はできません。



- 学内での商行為（宣伝活動を含む）や募金活動は、本学がとくに必要と認めないかぎり許可をしていません。キャンパスで、売り込みや、募金をお願いされたときは、大学から許可を得ているか確認し、少しでもおかしいと感じたら学生センターに連絡してください。

## 14 政治・宗教活動

- 思想、信条および信教の自由については法の定めるところですが、大学の使命の遂行を阻害するものであってはなりません。とくにキャンパス内で、特定の政党もしくは政治団体の政見・政策、または特定の宗教団体の目的を実現するための活動は、個人・団体を問わず禁止しています。

## 15 携帯電話・スマートフォン

- 授業中は言うまでもありませんが、屋内では電源を切り、留守番電話サービスを利用するなどの配慮をし、屋外で利用してください。電話会社の調査では、7割の人が公共の場で携帯電話の会話を耳にするのは不快だと感じているという結果が出ています。また、携帯の電源が入っていると、通話中でなくても自動的に電波を出す場合があり、電子機器が誤作動を起こす可能性があります。皆さんのすぐ傍らに電子医療機器を使用している学生がいるかもしれません。
- また、カメラ付き携帯電話での撮影は、普通のカメラを使うときと同様の配慮が必要です。人を撮影するときは、相手の了承を得る、というのは当然のマナーです。

## 16 マスコミ出演

- テレビ・ラジオ・舞台・映画等に出演したり、書籍・雑誌等に記事や写真が掲載されることで、大学の名前あるいは大学が特定されるような表現が掲載される場合、あるいは掲載されるかどうかわからない場合は、事前に学生センターに申告し相談してください。

### ■ マスコミ出演に関する諸注意

マスメディアによって流された情報は、たとえ事実と反することであったり、歪められた形であったとしても、修正するのは容易ではありません。

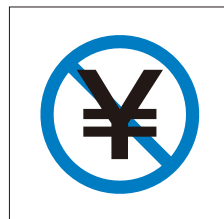
また、個人情報が多人数の人々に流れ、思わぬトラブルに発展することもあります。

このようなリスクを十分考え、軽々しく応じて、後々の生活や学業に支障をきたすことのないよう熟慮し下記の点に留意し出演するようにしてください。

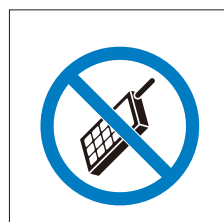
- (1) 本学の教育方針に反しないこと
- (2) 学業に支障をきたさないこと
- (3) 申告が出演の事前であること
- (4) その他本学からの指示を遵守すること



- 撮影などで本学の校内、施設を使用する場合には、別途大学に申請し、許可が必要です。



物品の販売・募金は許可をとってから



携帯電話・スマートフォンの利用は十分な配慮を